

大阪産（もん）名品認証制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、大阪の特産と認められる加工食品を「大阪産（もん）名品」として認証することにより、大阪の食の魅力を全国に発信し、かつ大阪の特産と認められる加工食品に対する消費者の理解を深め、もって大阪の都市魅力の向上と大阪府内の食品産業の振興を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 大阪産（もん）名品とは、大阪を代表する土産物等として知事が認める加工食品であり、飲食料品の設備を設けて飲食させることを目的とする商品を除くものとする。

（認証基準）

第3条 知事は、認証に必要な基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

（申請者の資格）

第4条 認証の申請ができる者は、大阪府内に主たる事業所を有し、認証を受けようとする商品（以下「申請商品」という。）を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している食品加工業者等とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。

（認証の申請）

第5条 認証を受けようとする者は、申請商品ごとに大阪産（もん）名品認証申請書（様式第1号。以下「認証申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 同意書（様式第2号）※製造者自らが申請する場合は不要

(2) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本の写し

個人にあつては、申請者の住民票

(3) 決算報告書もしくは確定申告書の写し（申請前年度）

(4) 府税に未納のないことの証明書（納税証明書）

(5) 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（納税証明書）

(6) 申請に係る生産、製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(7) 申請商品の製造年数を証明する資料

(8) 申請商品の一括表示ラベル

(9) 申請商品の写真

(10) 申請商品の見本（提出時期については、追って府が指定するものとする。）

(11) その他知事が別に定めるもの

（認証の審査）

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、第3条の認証基準に基づき、認証の可否について審査（以下「認証審査」という。）を行うものとする。

2 知事は、認証審査を行う場合には、大阪産（もん）名品認証審査会を設置し、意見を聴取するものとする。

（審査結果の通知及び認証の公表等）

第7条 知事は、前条の認証審査結果について、申請者に大阪産（もん）名品認証審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、認証した申請商品（以下「認証商品」という。）について、当該認証商品の申請者（以下「認証事業者」という。）に対して認証証書（様式第4号。以下「認証証書」という。）を交付するものとする。

3 知事は、認証商品及び認証事業者の内容等を公表することができるものとする。

（認証の表示）

第8条 認証事業者は、認証商品等に知事が別に定める認証マークを表示することができる。この場合、認証マークを付すための経費は認証事業者が負担するものとする。

（認証証書の再交付）

第9条 認証事業者は、認証証書を紛失又は汚損したときは、大阪産（もん）名品認証証書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出し、認証証書の再交付を申請することができる。

2 紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した認証証書が発見されたときは、発見された当該認証証書を直ちに返納しなければならない。

3 汚損により第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損した当該認証証書を添付して申請しなければならない。

（認証の有効期限及び更新）

第10条 認証の有効期限は、認証の日から2年が経過した後の年度末とする。

2 認証事業者は、継続して認証を受けようとする場合は、認証の有効期限までの間に大阪産（もん）名品認証継続申請書（様式第6号。以下「継続申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請を行うことができる認証事業者は、大阪府内に主たる事業所を有し、認証商品を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している者とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。

4 知事は、第2項の申請を行った認証事業者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該認証事業者に対し、認証証書を交付するものとする。この場合において、認証の日は、従前の認証の有効期限の翌日とする。

（認証内容の変更及び廃止）

第11条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪産（もん）名品認証申請事項変更（廃止）届出書（様式第7号。以下「変更（廃止）届」という。）により、速や

かに知事に届け出なければならない。

(1) 次に掲げる事項に変更が生じたとき

- ア 認証事業者の名称又は所在地
- イ 製造者に係る事項
- ウ 製造所に係る事項
- エ 認証商品の商品名

(2) 認証商品の製造又は販売を1年以上中止又は廃止したとき

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 前項(1)アの場合にあつては、第5条第2項(2)に掲げる書類又はその他の書類であつて、変更後の内容について確認ができるもの

(2) 前項(1)エの場合にあつては、第5条第2項(8)及び(9)に掲げる書類等

(認証の承継)

第12条 認証商品に係る認証を承継しようとする者は、大阪産(もん)名品認証承継申請書(様式第8号。以下「承継申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 第5条第2項(2)に掲げる書類
- (2) 第5条第2項(8)及び(9)に掲げる書類等
- (3) 承継しようとする認証に係る認証証書の写し
- (4) その他、知事が必要と認める書類

3 認証を承継できる者は、大阪府内に主たる事業所を有し、承継した認証商品を国内に所在する製造所等で製造(他事業者に委託して製造する場合を含む)している食品加工業者等とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。

4 知事は、第1項の申請を行った者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該申請者を認証事業者とし、当該認証商品に係る認証証書を交付するものとする。

5 前項の場合において、認証の有効期限は承継により変更しない。

(電子情報処理組織の使用)

第13条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。また、その申請又は届出は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

認証の申請(第5条第1項関係)	認証申請書(様式第1号)
認証証書の再交付の申請(第9条関係)	再交付申請書(様式第5号)
認証の継続の申請(第10条第2項関係)	継続申請書(様式第6号)
認証内容の変更及び廃止の届出(第11条)	変更(廃止)届(様式第7号)
認証の承継の申請(第12条)	承継申請書(様式第8号)

2 前項の規定により行われた申請又は届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、この要領に定める規定を誠実に遵守しなければならない。

2 認定商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認証事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、速やかに大阪府に報告しなければならない。

(調査及び報告)

第15条 知事は、特に必要があると認める場合には、職員等を派遣し、認証事業者に対して、認証商品に係る報告を求め、必要な指示をすることができる。

(認証の取消)

第16条 知事は、認証商品及び認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 申請の資格の要件を欠くとき
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき
- (3) 認証辞退の申し出があったとき
- (4) 認証証書や認証マークを不適正に使用したとき
- (5) 第11条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき
- (6) 第15条の規定による報告を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき

2 知事は、前項により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対して、理由を付記した大阪産（もん）名品認証取消通知書（様式第9号）により通知する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月17日から施行する。
- 2 大阪産（もん）名品の対象とする加工食品に関する大阪産（もん）商標登録ロゴマーク使用許可要領（平成22年8月3日施行）は廃止する。なお、同要領に基づき大阪産（もん）名品と認められた商品は、この要領により認証されたものとみなすものとする。この場合において、第10条の規定に関わらず認証の有効期間は従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月5日から施行する。